

職場環境要件の掲示について

介護職員等特定処遇改善加算における「みえる化」に向けた当施設の取り組み内容について  
下記に掲示します。

	職場環境要件	当施設としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	一時的な派遣職員の採用や施設内職員の応援などで資格取得を目指す職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得の推進を積極的に行っている。
労働環境・処遇の改善	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年1回の人間ドック（無料）の実施や、産業医によるメンタルヘルスケア（面談）を行っている。 また、各階に職員専用の休憩室を整備している。
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	通勤時間に配慮した勤務シフトを作成している。
その他	非正規職員から正規職員への転換	派遣職員などの非正規職員を正規職員へ転換している。
その他	職員の増員による業務負担の軽減	各職種について法定定数以上の職員を配置し業務の負担軽減を図っている。